

よこそすか

第41号

## 消費生活レポート

## 今回の話題 サンプルがいつのまにか定期購入に!?

【通信販売のトラブルが増えています!】

## 《相談事例》

新聞の折込広告で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に注文の電話をした。その際「目に良いサプリメントのサンプルを送る」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3千円と記載されていた。その後2カ月連続、同じサプリメントが届いたので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「1年定期」と記載があった。注文した覚えはない。

## 《アドバイス》

- 新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。
- たとえサンプルであっても注文品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないか等の詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。
- 商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに、販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。  
契約トラブルにあって困ったときは消費生活センターにご相談を。



\*この記事は、独立行政法人国民生活センターが2023年3月28日に公表した「見守り新鮮情報」を参考に作成しました

## 消費生活に関する相談窓口のご案内

おかしいなと  
おもったら!

## 横須賀市消費生活センター

(横須賀市にお住まいの方のみ)

相談受付時間：月曜から金曜 午前9時～午後4時

(年末年始・祝・休日を除く)

電話番号：046-821-1314

※消費生活センターは、令和5年5月8日から横須賀市役所  
本庁舎2号館1階市民相談室内に移転しました。

電話番号に変更はありません。

## 消費者ホットライン

い や や  
局番なしの  
**188**

最寄りの相談窓口につながります!!

## かながわ中央消費生活センター

相談受付時間：月曜から金曜 午前9時30分～午後5時

(年末年始・祝・休日を除く)

※土曜日でもご相談できます 午前9時30分～午後4時30分

電話番号：045-311-0999

# ためになる

募集

## 消費生活センターの講座

ハガキによる架空請求や、無料点検を謳って高額な工事を契約させる点検商法など、悪質商法に関する様々な相談が消費生活センターに寄せられています。

そこで、落語を通じて、笑いながら悪質商法の手口や撃退法を学んでもらうため、消費者啓発講座「落語で楽しく学ぶ悪質商法撃退法」を開催します。

落語で  
楽しく学ぶ

こんな手口に  
だまされない

### 悪質商法撃退法！

- <と き> 令和5年8月27日(日)  
13時30分~15時30分
- <会 場> 横須賀市立総合福祉会館5階ホール(横須賀市本町2-1)
- <定 員> 市内在住の方 先着100人
- <申 込> 7月11日(火)~8月21日(月)に  
電話822-2500またはFAX822-2539で  
横須賀市コールセンター、または横須賀市HP  
「ネット申込受付」  
<https://www.yokosuka-yksk.jp>へ

<講 師> 啓発落語人 夢見亭わっぱさん  
プロフィール

- \*川崎市消費者行政センター講師(落語で学ぶ悪質商法・1996年~)
- \*海老名市消費生活講座講師(悪質商法防止落語)
- \*NHK(ニュース)・民放・TVK・ローカル局・BS等に出演実績あり



問合せ 横須賀市消費生活センター(Tel821-1312) ※申込は横須賀市コールセンターへ